## 政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣 静岡県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の 規定により届け出ます。

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認 書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。
- 5 解散の日から30日以内(国会議員関係政治団体であった場合にあっては60日以内)に届出ること。
- 6 資金管理団体に指定されている団体は、「資金管理団体取消届」又は「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出すること。